

静岡県告示第427号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和2年6月9日から2週間浜松土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年6月9日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
301号	湖西市鷺津字小名川1190番の6から 湖西市鷺津字小名川1190番の8まで	令和2年6月9日